熊本県公報

号外　第６７号
令和３年(2021年)
12月28日(火)
(毎週　火･金発行)

目　次

条　例

○熊本県防災会議条例の一部を改正する条例････････････････（危機管理防災課）　2
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例･･（人事課）　2
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例････････････････････････（財政課）　2
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例････････････････････････････････････（警察本部総務課）　12

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県防災会議条例の一部を改正する条例

１　知事が指名し、又は任命する委員の定数を３６人以内から５８人以内に改めることとした。（第２条関係）
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
　(1)　国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内における農林水産大臣の所管に属する国有財産に係る用途廃止及び境界確定等に関する事務（別表第６号関係）
　　移譲先：八代市
　(2)　火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務（別表第１３号関係）
　　移譲先：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、球磨村
　(3)　老人福祉法に基づく事務のうち、介護保険法の規定による第１号訪問事業及び第１号通所事業に係る届出の受理に関する事務（別表第２６号関係）
　　移譲先：八代市、天草市、小国町
２　その他規定の整理を行うこととした。（別表第２８号関係）
３　この条例は、令和４年４月１日から施行することとした。ただし、２は、公布の日から施行することとした。
４　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

１　新たに手数料を設けることとした。（第２条関係）
　(1)　銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴うもの
　　ア　銃砲刀剣類所持許可申請手数料（クロスボウの所持の許可に係るもの）　１０，５００円ほか
　　イ　クロスボウ取扱い講習会受講手数料　６，９００円ほか
　　ウ　国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類所持許可申請手数料（クロスボウの所持の許可に係るもの）　３，９００円ほか
　　エ　銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料（クロスボウ）　６，８００円ほか
　　オ　猟銃等所持許可更新申請手数料（クロスボウの所持の許可の更新に係るもの）　７，２００円ほか
　　カ　クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料　９，３００円ほか
　(2)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うもの
　　住宅の容積率の特例許可申請手数料　１６０，０００円
２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い手数料の額を改定することとした。
　(1)　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（区分所有住宅以外に係るもの）（別表第２６関係）　１４，０００円ほかから１５，０００円ほかに改定
　(2)　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（区分所有住宅以外に係るもの）（別表第２６の４関係）　７，０００円ほかから７，５００円ほかに改定
３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等における区分の細分化に伴う規定の整備を行うこととした。(

別表第２６、別表第２６の４関係）
４　所要の規定の整理を行うこととした。
(1)　銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴うもの（第２条関係）
(2)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴うもの（第２条、別表第２６、別表第２６の４関係）
５　この条例は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める日から施行することとした。
(1)　１(2)、２、３、４(2)、６の一部及び７の一部　令和４年２月２０日
(2)　(1)以外　令和４年３月１５日
６　所要の経過措置を定めることとした。
７　１及び４に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第５項関係）

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
１　熊本市の住居表示整備事業に伴い、十禅寺町及び世安町の一部の町名が変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本南警察署の管轄区域の表記を変更することとした。（別表関係）
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和３年１２月２８日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４９号

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例

熊本県防災会議条例（昭和３７年熊本県条例第５４号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中「３６人」を「５８人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和３年１２月２８日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５０号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の一部を次のように改正する。
別表第６号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、八代市」を加え、同表第１３号市町村等の欄中「宇城市、合志市、美里町、玉東町」を「宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町」に、「長洲町、大津町、菊陽町」を「長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村」に改め、「相良村」の次に「、球磨村」を加え、同表第２６号事務の欄中「(3)までに掲げる事務にあっては、」の次に「老人居宅生活支援事業のうち」を加え、「又は地域密着型介護予防サービス費」を「若しくは地域密着型介護予防サービス費」に、「老人居宅生活支援事業」を「事業、第１号訪問事業又は第１号通所事業」に、「又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る」を「若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者又は第１号通所事業を利用する」に改め、同表第２８号事務の欄中「第２条第１０項」を「第２条第９項」に改める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表第２８号の改正規定は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年１２月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５１号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３６１号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項第３６２号イ中「又は空気銃」を「若しくは空気銃」に、「海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して１月を経過しないもの」を「銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第３項第２号若しくは第３号に掲げる者」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(362) の２　銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３の２第１項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催

クロスボウ取扱い講習会受講手数料

ア　クロスボウの所持の許可を受けようとする者が受講する場合　６，９００円

イ　許可を受けてクロスボウを所持する者が受講する場合　３，０００円

第２条第１項第３６４号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項第３６５号中「による記載を受けようとする」を「に基づく同法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う」に、「同項ただし書の規定による記載」を「同法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(365) の２　銃砲刀剣類所持等取締法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可の申請に対する審査

銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料（クロスボウ）　６，８００円。ただし、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可の申請を行う場合にあっては、当該他の同法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可に係る手数料については、４，３００円

第２条第１項第３６８号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、同号ア中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第２項」を「同法第７条の３第２項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持」に、「による記載」を「に基づく同法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、「同時に」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号イ中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「による記載」を「に基づく同法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、「同時に」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ　新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査　７，２００円。ただし、同法第７条の３第２項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者及び同法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可を受けようとする者が、同時にクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該更新に係る手数料については、４，８００円

第２条第１項第３６８号に次のように加える。

エ　新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３第１項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査　６，８００円。ただし、同法第７条の３第２項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者及び同法第７条第１項ただし書の規定に基づく同法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可を受けようとする者が、同時にクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該更新に係る手数料については、４，４００円

第２条第１項第３７０号の５の次に次の１号を加える。

(370) の６　銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１６第１項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料　９，３００円。ただし、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１６第１項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定に係る手数料については、５，６００円

第２条第１項第６２４号の４中「第３項」を「第５項」に改め、同項第６２４号の６中「場合」の次に「又は同条第３項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を、「譲受人決定時」の次に「又は管理者等選任時」を加え、同項第６２４号の７中「基づく認定計画実施者」を「基づく同法第６条第１項の認定を受けた者」に、「認定計画実施者の地位

の承継承認申請手数料」を「認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(624)の８　長期優良住宅促進法第１８条第１項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

住宅の容積率の特例許可申請手数料　１６０，０００円

別表第２６を次のように改める。

別表第２６（第２条第１項第６２４号の４関係）

区分				金額
新築の場合	確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅		１５，０００円
		区分所有住宅	総住戸数（１棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が１戸から５戸までのもの	２６，０００円
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	４３，０００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	７０，０００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１１２，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１７０，０００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	２８８，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	３６４，０００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	４１３，０００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等（一戸建ての住宅及び区分所有住宅を除く住宅をいう。以下同じ。）	総住戸数が１戸から５戸までのもの	２６，０００円を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	４３，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	７０，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１１２，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１７０，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００	２８８，０００円を申請住戸数で除して得た

				戸までのもの	額
				総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	３６４，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が３０１戸以上のもの	４１３，０００円を申請住戸数で除して得た額
		確認書及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		４８，０００円
			区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１２５，０００円
				総住戸数が６戸から１０戸までのもの	１９９，０００円
				総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	３９５，０００円
				総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	７０８，０００円
				総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１，２１６，０００円
				総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	２，２５０，０００円
				総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	３，２１５，０００円
				総住戸数が３０１戸以上のもの	３，９４３，０００円
			区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１２５，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が６戸から１０戸までのもの	１９９，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	３９５，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	７０８，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１，２１６，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	２，２５０，０００円を申請住戸数で除して得た額
				総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	３，２１５，０００円を申請住戸数で除して得た額

			総住戸数が３０１戸以上のもの	３，９４３，０００円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築の場合	確認書が添付された場合	一戸建ての住宅		２２，０００円
		区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	３９，０００円
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	６３，０００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	１０５，０００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１６７，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	２５５，０００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	４３２，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	５４７，０００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	６２１，０００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	３９，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	６３，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	１０５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１６７，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	２５５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	４３２，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	５４７，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０１戸以上のもの	６２１，０００円を申請住戸数で除して得た額
	確認書が添付さ	一戸建ての住宅		７１，０００円

	れない場合	区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１８７，０００円
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	２９９，０００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	５９３，０００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１，０６２，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１，８２５，０００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	３，３７７，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	４，８２６，０００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	５，９１８，０００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１８７，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	２９９，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	５９３，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	１，０６２，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１，８２５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	３，３７７，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	４，８２６，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０１戸以上のもの	５，９１８，０００円を申請住戸数で除して得た額

備考

１　確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

２　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

３　区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第５条第１項に規定する区分所有住宅をいう。
４　申請住戸数で除して得た額に、５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。

別表第２６の４を次のように改める。

別表第２６の４（第２条第１項第６２４号の５関係）

区分				金額
新築の場合	確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅		７，５００円
		区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１３，０００円
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	２１，５００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	３５，０００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	５６，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	８５，０００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１４４，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	１８２，０００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	２０６，５００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１３，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	２１，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	３５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	５６，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	８５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１４４，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	１８２，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０	２０６，５００円を申

			１戸以上のもの	請住戸数で除して得た額
	確認書及び設計住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		２４，０００円
		区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	６２，５００円
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	９９，５００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	１９７，５００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	３５４，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	６０８，０００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１，１２５，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	１，６０７，５００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	１，９７１，５００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	６２，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	９９，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	１９７，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	３５４，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	６０８，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１，１２５，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	１，６０７，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０１戸以上のもの	１，９７１，５００円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築	確認書が添付された場合	一戸建ての住宅		１１，０００円
		区分所有住宅	総住戸数が１戸	１９，５００円

の場合			から５戸までのもの	
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	３１，５００円
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	５２，５００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	８３，５００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１２７，５００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	２１６，０００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	２７３，５００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	３１０，５００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	１９，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	３１，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	５２，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	８３，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	１２７，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	２１６，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	２７３，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０１戸以上のもの	３１０，５００円を申請住戸数で除して得た額
	確認書が添付されない場合	一戸建ての住宅		３５，５００円
		区分所有住宅	総住戸数が１戸から５戸までのもの	９３，５００円
			総住戸数が６戸から１０戸まで	１４９，５００円

			のもの	
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	２９６，５００円
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	５３１，０００円
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	９１２，５００円
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１，６８８，５００円
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	２，４１３，０００円
			総住戸数が３０１戸以上のもの	２，９５９，０００円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が１戸から５戸までのもの	９３，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が６戸から１０戸までのもの	１４９，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１１戸から２５戸までのもの	２９６，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２６戸から５０戸までのもの	５３１，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が５１戸から１００戸までのもの	９１２，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が１０１戸から２００戸までのもの	１，６８８，５００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が２０１戸から３００戸までのもの	２，４１３，０００円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が３０１戸以上のもの	２，９５９，０００円を申請住戸数で除して得た額

備考

１　確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

２　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

３　区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第５条第１項に規定する区分所有住宅をいう。

４　申請住戸数で除して得た額に、５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1)　第２条第１項第６２４号の４、第６２４号の６及び第６２４号の７の改正規定、同項第６２４号の７の次に１号を加える改正規定、別表第２６及び別表第２６の４の改正規定、附則第３項及び第４項の規定並びに附則第５項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）別表第１手数料の項第５６４号の３５及び第５６４号の３６の改正規定並びに同項第５６４号の３６の次に１号を加える改正規定に限る。）　令和４年２月２０日
(2)　前号に掲げる規定以外の規定　令和４年３月１５日
（経過措置）
２　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第６９号）附則第３条第３項の規定による講習会を受講する者に対するこの条例による改正後の熊本県手数料条例（以下「新条例」という。）第２条第１項第３６２号の２の規定の適用については、同号イ中「３，０００円」とあるのは、「６，９００円」とする。
３　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の認定の処分に係る申請手数料については、新条例第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
４　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継に係る手数料については、新条例第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
５　熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第１手数料の項第３２８号の次に次の１号を加える。
328 の２　クロスボウ取扱い講習会受講手数料
別表第１手数料の項第３３１号の次に次の１号を加える。
331 の２　銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料（クロスボウ）
別表第１手数料の項第３３６号の５の次に次の１号を加える。
336 の６　クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料
別表第１手数料の項第５６４号の３５を次のように改める。
564 の35　譲受人決定時又は管理者等選任時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
別表第１手数料の項第５６４号の３６を次のように改める。
564 の36　認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料
別表第１手数料の項第５６４号の３６の次に次の１号を加える。
564 の36の２　住宅の容積率の特例許可申請手数料

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和３年１２月２８日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第５２号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和２９年熊本県条例第３４号）の一部を次のように改正する。
別表熊本県熊本南警察署の項中「十禅寺町」を「十禅寺四丁目」に改め、「横手三丁目」の次に「、世安一丁目、世安二丁目、世安三丁目」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。